

原発本第51号
2019年7月1日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

九州電力株式会社
原子力発電本部
原子力管理部長

川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、法令改正に伴い、「川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更扱いとして、2019年7月1日から次回修正までの期間、添付のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

敬 具

・添付資料

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考												
<p>別表2－2 原災法第10条第1項に該当する事象の通報基準（4／5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1 6．原子炉制御室の一部機能喪失・警報喪失（S E 5 1） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(7)】</p> <p>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> </td></tr> <tr> <td> <p>1 7．所内外通信連絡機能の全ての喪失（S E 5 2） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(8)】</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> </td></tr> <tr> <td> <p>1 8．火災・溢水による安全機能の一部喪失（S E 5 3） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(9)】</p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> </td></tr> <tr> <td> <p>1 9．防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（S E 5 5） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(13)】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td></tr> <tr> <td> <p>2 0．事業所外運搬での放射線量の上昇（X S E 6 1） 【政令第4条第4項第4号 外運搬通報省令第2条第1項、第2項】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p> </td></tr> </tbody> </table>	通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）	<p>1 6．原子炉制御室の一部機能喪失・警報喪失（S E 5 1） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(7)】</p> <p>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>	<p>1 7．所内外通信連絡機能の全ての喪失（S E 5 2） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(8)】</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p>	<p>1 8．火災・溢水による安全機能の一部喪失（S E 5 3） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(9)】</p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p>	<p>1 9．防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（S E 5 5） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(13)】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>2 0．事業所外運搬での放射線量の上昇（X S E 6 1） 【政令第4条第4項第4号 外運搬通報省令第2条第1項、第2項】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>	<p>別表2－2 原災法第10条第1項に該当する事象の通報基準（4／5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1 6．原子炉制御室の一部機能喪失・警報喪失（S E 5 1） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(7)】</p> <p>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> </td></tr> <tr> <td> <p>1 7．所内外通信連絡機能の全ての喪失（S E 5 2） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(8)】</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> </td></tr> <tr> <td> <p>1 8．火災・溢水による安全機能の一部喪失（S E 5 3） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(9)】</p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> </td></tr> <tr> <td> <p>1 9．防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（S E 5 5） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(13)】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td></tr> <tr> <td> <p>2 0．事業所外運搬での放射線量の上昇（X S E 6 1） 【政令第4条第4項第4号 外運搬通報命令第2条第1項、第2項】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p> </td></tr> </tbody> </table>	通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）	<p>1 6．原子炉制御室の一部機能喪失・警報喪失（S E 5 1） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(7)】</p> <p>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>	<p>1 7．所内外通信連絡機能の全ての喪失（S E 5 2） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(8)】</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p>	<p>1 8．火災・溢水による安全機能の一部喪失（S E 5 3） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(9)】</p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p>	<p>1 9．防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（S E 5 5） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(13)】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>2 0．事業所外運搬での放射線量の上昇（X S E 6 1） 【政令第4条第4項第4号 外運搬通報命令第2条第1項、第2項】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>	<p><読替理由></p> <p>法令改正に伴う記載の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・題名の改正 (省令から命令)
通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）														
<p>1 6．原子炉制御室の一部機能喪失・警報喪失（S E 5 1） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(7)】</p> <p>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>														
<p>1 7．所内外通信連絡機能の全ての喪失（S E 5 2） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(8)】</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p>														
<p>1 8．火災・溢水による安全機能の一部喪失（S E 5 3） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(9)】</p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p>														
<p>1 9．防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（S E 5 5） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(13)】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>														
<p>2 0．事業所外運搬での放射線量の上昇（X S E 6 1） 【政令第4条第4項第4号 外運搬通報省令第2条第1項、第2項】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>														
通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）														
<p>1 6．原子炉制御室の一部機能喪失・警報喪失（S E 5 1） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(7)】</p> <p>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>														
<p>1 7．所内外通信連絡機能の全ての喪失（S E 5 2） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(8)】</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p>														
<p>1 8．火災・溢水による安全機能の一部喪失（S E 5 3） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(9)】</p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p>														
<p>1 9．防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（S E 5 5） 【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(13)】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>														
<p>2 0．事業所外運搬での放射線量の上昇（X S E 6 1） 【政令第4条第4項第4号 外運搬通報命令第2条第1項、第2項】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>														

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考				
<p>別表2－2 原災法第10条第1項に該当する事象の通報基準（5／5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>2 1. 事業所外運搬での放射性物質の漏えい（X S E 6 2） 【政令第4条第4項第5号 外運搬通報省令第3条】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。 ・「通報事象等規則」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。 ・「外運搬通報省令」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」をいう。 </td></tr> </tbody> </table>	通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）	<p>2 1. 事業所外運搬での放射性物質の漏えい（X S E 6 2） 【政令第4条第4項第5号 外運搬通報省令第3条】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。 ・「通報事象等規則」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。 ・「外運搬通報省令」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」をいう。 	<p>別表2－2 原災法第10条第1項に該当する事象の通報基準（5／5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>2 1. 事業所外運搬での放射性物質の漏えい（X S E 6 2） 【政令第4条第4項第5号 外運搬通報命令第3条】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。 ・「通報事象等規則」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。 ・「外運搬通報命令」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」をいう。 </td></tr> </tbody> </table>	通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）	<p>2 1. 事業所外運搬での放射性物質の漏えい（X S E 6 2） 【政令第4条第4項第5号 外運搬通報命令第3条】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。 ・「通報事象等規則」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。 ・「外運搬通報命令」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」をいう。 	<p><読み替え理由></p> <p>法令改正に伴う記載の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・題名の改正 (省令から命令)
通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）						
<p>2 1. 事業所外運搬での放射性物質の漏えい（X S E 6 2） 【政令第4条第4項第5号 外運搬通報省令第3条】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。 ・「通報事象等規則」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。 ・「外運搬通報省令」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」をいう。 						
通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）						
<p>2 1. 事業所外運搬での放射性物質の漏えい（X S E 6 2） 【政令第4条第4項第5号 外運搬通報命令第3条】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。 ・「通報事象等規則」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。 ・「外運搬通報命令」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」をいう。 						

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考										
<p>別表2－3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態に該当する事象の判断基準（4／4）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断基準（全面緊急事態に該当する事象）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1 7．原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（G E 5 1） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(10)】</p> <p>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> </td></tr> <tr> <td> <p>1 8．住民の避難を開始する必要がある事象発生（G E 5 5） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(12)】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td></tr> <tr> <td> <p>1 9．事業所外運搬での放射線量の異常上昇（X G E 6 1） 【政令第6条第3項第3号】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p> </td></tr> <tr> <td> <p>2 0．事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（X G E 6 2） 【政令第6条第4項第4号　外運搬通報省令第4条】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報省令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p> </td></tr> </tbody> </table>	判断基準（全面緊急事態に該当する事象）	<p>1 7．原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（G E 5 1） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(10)】</p> <p>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>	<p>1 8．住民の避難を開始する必要がある事象発生（G E 5 5） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(12)】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>1 9．事業所外運搬での放射線量の異常上昇（X G E 6 1） 【政令第6条第3項第3号】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>	<p>2 0．事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（X G E 6 2） 【政令第6条第4項第4号　外運搬通報省令第4条】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報省令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>	<p>別表2－3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態に該当する事象の判断基準（4／4）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断基準（全面緊急事態に該当する事象）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1 7．原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（G E 5 1） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(10)】</p> <p>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> </td></tr> <tr> <td> <p>1 8．住民の避難を開始する必要がある事象発生（G E 5 5） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(12)】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td></tr> <tr> <td> <p>1 9．事業所外運搬での放射線量の異常上昇（X G E 6 1） 【政令第6条第3項第3号】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p> </td></tr> <tr> <td> <p>2 0．事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（X G E 6 2） 【政令第6条第4項第4号　外運搬通報命令第4条】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報命令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p> </td></tr> </tbody> </table>	判断基準（全面緊急事態に該当する事象）	<p>1 7．原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（G E 5 1） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(10)】</p> <p>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>	<p>1 8．住民の避難を開始する必要がある事象発生（G E 5 5） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(12)】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>1 9．事業所外運搬での放射線量の異常上昇（X G E 6 1） 【政令第6条第3項第3号】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>	<p>2 0．事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（X G E 6 2） 【政令第6条第4項第4号　外運搬通報命令第4条】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報命令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>	<p><読み替え理由></p> <p>法令改正に伴う記載の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・題名の改正 (省令から命令)
判断基準（全面緊急事態に該当する事象）												
<p>1 7．原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（G E 5 1） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(10)】</p> <p>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>												
<p>1 8．住民の避難を開始する必要がある事象発生（G E 5 5） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(12)】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>												
<p>1 9．事業所外運搬での放射線量の異常上昇（X G E 6 1） 【政令第6条第3項第3号】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>												
<p>2 0．事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（X G E 6 2） 【政令第6条第4項第4号　外運搬通報省令第4条】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報省令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>												
判断基準（全面緊急事態に該当する事象）												
<p>1 7．原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（G E 5 1） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(10)】</p> <p>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>												
<p>1 8．住民の避難を開始する必要がある事象発生（G E 5 5） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(12)】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>												
<p>1 9．事業所外運搬での放射線量の異常上昇（X G E 6 1） 【政令第6条第3項第3号】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>												
<p>2 0．事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（X G E 6 2） 【政令第6条第4項第4号　外運搬通報命令第4条】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報命令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>												

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考																		
<p>別表 2－4 原災法に基づく通報基準及びE A Lを判断する基準の解釈</p> <p>2 5. 事業所外運搬での放射性物質の漏えい</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>E A L 番号</th><th>原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目</th><th>原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X S E 6 2</td><td>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 (注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</td><td></td></tr> <tr> <td>X G E 6 2</td><td>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報省令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 (注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</td><td></td></tr> </tbody> </table>	E A L 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	X S E 6 2	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 (注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし		X G E 6 2	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報省令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 (注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし		<p>別表 2－4 原災法に基づく通報基準及びE A Lを判断する基準の解釈</p> <p>2 5. 事業所外運搬での放射性物質の漏えい</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>E A L 番号</th><th>原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目</th><th>原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X S E 6 2</td><td>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 (注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</td><td></td></tr> <tr> <td>X G E 6 2</td><td>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報命令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 (注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</td><td></td></tr> </tbody> </table>	E A L 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	X S E 6 2	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 (注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし		X G E 6 2	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報命令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 (注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし		<p><読替理由></p> <p>法令改正に伴う記載の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・題名の改正 (省令から命令)
E A L 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説																		
X S E 6 2	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 (注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし																			
X G E 6 2	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報省令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 (注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし																			
E A L 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説																		
X S E 6 2	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 (注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし																			
X G E 6 2	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報命令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 (注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし																			

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考
<p>川内原子力発電所における解釈</p> <p>＜事業所外運搬での放射性物質の漏えい＞</p> <p>当社が輸送物（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること。 (2) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p> <p>＜事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい＞</p> <p>当社が輸送物（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所外運搬に使用する容器から「外運搬通報省令」第4条に定める量の放射性物質が漏えいすること。 (2) 事業所外運搬に使用する容器から「外運搬通報省令」第4条に定める量の放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。</p>	<p>川内原子力発電所における解釈</p> <p>＜事業所外運搬での放射性物質の漏えい＞</p> <p>当社が輸送物（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること。 (2) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p> <p>＜事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい＞</p> <p>当社が輸送物（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所外運搬に使用する容器から「外運搬通報命令」第4条に定める量の放射性物質が漏えいすること。 (2) 事業所外運搬に使用する容器から「外運搬通報命令」第4条に定める量の放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。</p>	<p>＜読み替え理由＞</p> <p>法令改正に伴う記載の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・題名の改正 (省令から命令)

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考
様式 1	様式 1	<p><読み替え理由></p> <p>法令改正に伴う記載の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 印影の省略に係る改正 担当者の連絡先等の省略に係る改正 工業標準化法（JIS法）の改正

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考																																																																																																															
<p>様式 2</p> <p>原子力防災要員現況届出書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">届出者</td> </tr> <tr> <td colspan="3">住 所</td> </tr> <tr> <td colspan="3">法人の名称</td> </tr> <tr> <td>代表者氏名</td> <td colspan="2">印</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(担当者 所属 電話)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法 第8条第4項の規定に基づき届け出ます。</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町 字片平山1765番地3</td> </tr> <tr> <th>業 務 の 種 別</th> <th>防災要員の職制</th> <th>その他の防災要員</th> </tr> <tr> <td>情報の整理、関係者との連絡調整</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における情報の交換等</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>広 報</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>放射線量の測定 その他の状況の把握</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>施設設備の整備・点検、応急の復旧</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>医 療 に 関 す る 措 置</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害に関する資機材の調達及び輸送</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> </table> <p>備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p> <p>2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		年 月 日	届出者			住 所			法人の名称			代表者氏名	印		(担当者 所属 電話)			原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法 第8条第4項の規定に基づき届け出ます。			原子力事業所の名称及び場所	川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町 字片平山1765番地3		業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員	情報の整理、関係者との連絡調整		名以上	原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上	広 報		名以上	放射線量の測定 その他の状況の把握		名以上	原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上	施設設備の整備・点検、応急の復旧		名以上	放射性物質による汚染の除去		名以上	医 療 に 関 す る 措 置		名以上	原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上	原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等		名以上	<p>様式 2</p> <p>原子力防災要員現況届出書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">届出者</td> </tr> <tr> <td colspan="3">住 所</td> </tr> <tr> <td colspan="3">法人の名称</td> </tr> <tr> <td>代表者氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法 第8条第4項の規定に基づき届け出ます。</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町 字片平山1765番地3</td> </tr> <tr> <th>業 務 の 種 别</th> <th>防災要員の職制</th> <th>その他の防災要員</th> </tr> <tr> <td>情報の整理、関係者との連絡調整</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における情報の交換等</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>広 報</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>放射線量の測定 その他の状況の把握</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>施設設備の整備・点検、応急の復旧</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>医 療 に 関 す る 措 置</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害に関する資機材の調達及び輸送</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>	原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		年 月 日	届出者			住 所			法人の名称			代表者氏名			原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法 第8条第4項の規定に基づき届け出ます。			原子力事業所の名称及び場所	川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町 字片平山1765番地3		業 務 の 種 别	防災要員の職制	その他の防災要員	情報の整理、関係者との連絡調整		名以上	原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上	広 報		名以上	放射線量の測定 その他の状況の把握		名以上	原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上	施設設備の整備・点検、応急の復旧		名以上	放射性物質による汚染の除去		名以上	医 療 に 関 す る 措 置		名以上	原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上	原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等		名以上	<p><読み替え理由></p> <p>法定様式との整合に伴う記載の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 「届出者」のインデント調整 <p><読み替え理由></p> <p>法令改正に伴う記載の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 印影の省略に係る改正 担当者の連絡先等の省略に係る改正 工業標準化法（JIS法）の改正
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		年 月 日																																																																																																															
届出者																																																																																																																	
住 所																																																																																																																	
法人の名称																																																																																																																	
代表者氏名	印																																																																																																																
(担当者 所属 電話)																																																																																																																	
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法 第8条第4項の規定に基づき届け出ます。																																																																																																																	
原子力事業所の名称及び場所	川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町 字片平山1765番地3																																																																																																																
業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員																																																																																																															
情報の整理、関係者との連絡調整		名以上																																																																																																															
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上																																																																																																															
広 報		名以上																																																																																																															
放射線量の測定 その他の状況の把握		名以上																																																																																																															
原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上																																																																																																															
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名以上																																																																																																															
放射性物質による汚染の除去		名以上																																																																																																															
医 療 に 関 す る 措 置		名以上																																																																																																															
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上																																																																																																															
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等		名以上																																																																																																															
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		年 月 日																																																																																																															
届出者																																																																																																																	
住 所																																																																																																																	
法人の名称																																																																																																																	
代表者氏名																																																																																																																	
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法 第8条第4項の規定に基づき届け出ます。																																																																																																																	
原子力事業所の名称及び場所	川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町 字片平山1765番地3																																																																																																																
業 務 の 種 别	防災要員の職制	その他の防災要員																																																																																																															
情報の整理、関係者との連絡調整		名以上																																																																																																															
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上																																																																																																															
広 報		名以上																																																																																																															
放射線量の測定 その他の状況の把握		名以上																																																																																																															
原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上																																																																																																															
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名以上																																																																																																															
放射性物質による汚染の除去		名以上																																																																																																															
医 療 に 関 す る 措 置		名以上																																																																																																															
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上																																																																																																															
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等		名以上																																																																																																															

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考																																																																				
<p>様式 3</p> <p>原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="2">届出者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住 所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の名称</td> </tr> <tr> <td colspan="2">代表者氏名 印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(担当者 所属 電話)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子力事業所の名称及び場所 川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3</td> </tr> <tr> <td>区分</td><td>選 任</td><td>解 任</td></tr> <tr> <td rowspan="3">正</td><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>選任・解任年月日</td><td></td></tr> <tr><td>職務上の地位</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">副</td><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>選任・解任年月日</td><td></td></tr> <tr><td>職務上の地位</td><td></td></tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とする。 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	年 月 日		原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		届出者		住 所		法人の名称		代表者氏名 印		(担当者 所属 電話)		原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。		原子力事業所の名称及び場所 川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3		区分	選 任	解 任	正	氏 名		選任・解任年月日		職務上の地位		副	氏 名		選任・解任年月日		職務上の地位		<p>様式 3</p> <p>原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="2">届出者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住 所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の名称</td> </tr> <tr> <td colspan="2">代表者氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子力事業所の名称及び場所 川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3</td> </tr> <tr> <td>区分</td><td>選 任</td><td>解 任</td></tr> <tr> <td rowspan="3">正</td><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>選任・解任年月日</td><td></td></tr> <tr><td>職務上の地位</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">副</td><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>選任・解任年月日</td><td></td></tr> <tr><td>職務上の地位</td><td></td></tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とする。 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。</p>	年 月 日		原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		届出者		住 所		法人の名称		代表者氏名		原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。		原子力事業所の名称及び場所 川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3		区分	選 任	解 任	正	氏 名		選任・解任年月日		職務上の地位		副	氏 名		選任・解任年月日		職務上の地位		<p><読み替え理由></p> <p>法定様式との整合に伴う記載の変更 •「届出者」のインデント調整</p> <p><読み替え理由></p> <p>法令改正に伴う記載の変更 •印影の省略に係る改正 •担当者の連絡先等の省略に係る改正 •工業標準化法（JIS法）の改正</p>
年 月 日																																																																						
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿																																																																						
届出者																																																																						
住 所																																																																						
法人の名称																																																																						
代表者氏名 印																																																																						
(担当者 所属 電話)																																																																						
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。																																																																						
原子力事業所の名称及び場所 川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3																																																																						
区分	選 任	解 任																																																																				
正	氏 名																																																																					
	選任・解任年月日																																																																					
	職務上の地位																																																																					
副	氏 名																																																																					
	選任・解任年月日																																																																					
	職務上の地位																																																																					
年 月 日																																																																						
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿																																																																						
届出者																																																																						
住 所																																																																						
法人の名称																																																																						
代表者氏名																																																																						
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。																																																																						
原子力事業所の名称及び場所 川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3																																																																						
区分	選 任	解 任																																																																				
正	氏 名																																																																					
	選任・解任年月日																																																																					
	職務上の地位																																																																					
副	氏 名																																																																					
	選任・解任年月日																																																																					
	職務上の地位																																																																					

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考																																																																											
<p>様式4 放射線測定設備現況届出書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="3">届出者</td> </tr> <tr> <td colspan="3">住 所</td> </tr> <tr> <td colspan="3">法人の名称</td> </tr> <tr> <td colspan="3">代表者氏名 印</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(担当者 所属 電話)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町 字平山1765番地3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子力事業所外の放射線測定設備</td> <td>設置者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出される数値の把握方法</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考1 この用紙の大きさは日本工業規格A4とする。 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	年 月 日			内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			届出者			住 所			法人の名称			代表者氏名 印			(担当者 所属 電話)			放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。			原子力事業所の名称及び場所		川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町 字平山1765番地3	原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	設置場所		原子力事業所外の放射線測定設備	設置者		設置場所		検出される数値の把握方法		<p>様式4 放射線測定設備現況届出書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="3">届出者</td> </tr> <tr> <td colspan="3">住 所</td> </tr> <tr> <td colspan="3">法人の名称</td> </tr> <tr> <td colspan="3">代表者氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="3">放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町 字平山1765番地3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子力事業所外の放射線測定設備</td> <td>設置者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出される数値の把握方法</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とする。 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。</p>	年 月 日			内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			届出者			住 所			法人の名称			代表者氏名			放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。			原子力事業所の名称及び場所		川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町 字平山1765番地3	原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	設置場所		原子力事業所外の放射線測定設備	設置者		設置場所		検出される数値の把握方法		<p><読み替え理由></p> <p>法令改正に伴う記載の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印影の省略に係る改正 ・担当者の連絡先等の省略に係る改正 ・工業標準化法（JIS法）の改正
年 月 日																																																																													
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿																																																																													
届出者																																																																													
住 所																																																																													
法人の名称																																																																													
代表者氏名 印																																																																													
(担当者 所属 電話)																																																																													
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。																																																																													
原子力事業所の名称及び場所		川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町 字平山1765番地3																																																																											
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式																																																																											
	設置場所																																																																												
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者																																																																												
	設置場所																																																																												
	検出される数値の把握方法																																																																												
年 月 日																																																																													
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿																																																																													
届出者																																																																													
住 所																																																																													
法人の名称																																																																													
代表者氏名																																																																													
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。																																																																													
原子力事業所の名称及び場所		川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町 字平山1765番地3																																																																											
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式																																																																											
	設置場所																																																																												
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者																																																																												
	設置場所																																																																												
	検出される数値の把握方法																																																																												

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考
様式5 原子力防災資機材現況届出書	原子力防災資機材現況届出書	<p><読み替え理由></p> <p>法定様式との整合に伴う記載の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「届出者」のインデント調整 <p><読み替え理由></p> <p>法令改正に伴う記載の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印影の省略に係る改正 ・担当者の連絡先等の省略に係る改正 ・工業標準化法（JIS法）の改正

様式5

様式5

年 月 日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者			
住 所			
法人の名称			
代表者氏名	印		
(担当者	所属	電話)
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称	川内原子力発電所		
及び場所	鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3		
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備	排気筒ガスモニタ	台
	その他の固定式測定器	試料放射能測定装置	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台
	中性子線測定用サーベイメータ		台
	空間放射線積算線量計		個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素	サンプラ	台
	測定関連機器	測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器		台
	その他	エリアモニタリング設備	台
		モニタリングカー	台
その他資機材	ヨウ素剤		錠
	担架		台
	除染用具		式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

年 月 日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者			
住 所			
法人の名称			
代表者氏名			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称	川内原子力発電所		
及び場所	鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3		
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備	排気筒ガスモニタ	台
	その他の固定式測定器	試料放射能測定装置	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台
	中性子線測定用サーベイメータ		台
	空間放射線積算線量計		個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素	サンプラ	台
	測定関連機器	測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器		台
	その他	エリアモニタリング設備	台
		モニタリングカー	台
その他資機材	ヨウ素剤		錠
	担架		台
	除染用具		式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考																																								
<p>様式 6</p> <p>防災訓練実施結果報告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">原子力規制委員会 殿</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 報告者 <u>住 所</u> <u>法人の名称</u> <u>代表者氏名</u> <u>印</u> <u>(担当者 所属 電話)</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td style="padding: 5px;">川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">防災訓練実施年月日</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">防災訓練のために想定した原子力災害の概要</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">防災訓練の項目</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">防災訓練の内容</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">防災訓練の結果の概要</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">今後の原子力災害対策に向けた改善点</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <p>備考 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A4</u>とする。</p> <p>2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	原子力規制委員会 殿	年 月 日	報告者 <u>住 所</u> <u>法人の名称</u> <u>代表者氏名</u> <u>印</u> <u>(担当者 所属 電話)</u>		防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。		原子力事業所の名称及び場所	川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3	防災訓練実施年月日	年 月 日	防災訓練のために想定した原子力災害の概要		防災訓練の項目		防災訓練の内容		防災訓練の結果の概要		今後の原子力災害対策に向けた改善点		<p>様式 6</p> <p>防災訓練実施結果報告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">原子力規制委員会 殿</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 報告者 <u>住 所</u> <u>法人の名称</u> <u>代表者氏名</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td style="padding: 5px;">川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">防災訓練実施年月日</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">防災訓練のために想定した原子力災害の概要</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">防災訓練の項目</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">防災訓練の内容</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">防災訓練の結果の概要</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">今後の原子力災害対策に向けた改善点</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A4</u>とする。</p>	原子力規制委員会 殿	年 月 日	報告者 <u>住 所</u> <u>法人の名称</u> <u>代表者氏名</u>		防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。		原子力事業所の名称及び場所	川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3	防災訓練実施年月日	年 月 日	防災訓練のために想定した原子力災害の概要		防災訓練の項目		防災訓練の内容		防災訓練の結果の概要		今後の原子力災害対策に向けた改善点		<p><読み替え理由></p> <p>法令改正に伴う記載の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印影の省略に係る改正 ・担当者の連絡先等の省略に係る改正 ・工業標準化法（JIS法）の改正
原子力規制委員会 殿	年 月 日																																									
報告者 <u>住 所</u> <u>法人の名称</u> <u>代表者氏名</u> <u>印</u> <u>(担当者 所属 電話)</u>																																										
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。																																										
原子力事業所の名称及び場所	川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3																																									
防災訓練実施年月日	年 月 日																																									
防災訓練のために想定した原子力災害の概要																																										
防災訓練の項目																																										
防災訓練の内容																																										
防災訓練の結果の概要																																										
今後の原子力災害対策に向けた改善点																																										
原子力規制委員会 殿	年 月 日																																									
報告者 <u>住 所</u> <u>法人の名称</u> <u>代表者氏名</u>																																										
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。																																										
原子力事業所の名称及び場所	川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3																																									
防災訓練実施年月日	年 月 日																																									
防災訓練のために想定した原子力災害の概要																																										
防災訓練の項目																																										
防災訓練の内容																																										
防災訓練の結果の概要																																										
今後の原子力災害対策に向けた改善点																																										

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考																														
<p>警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</p> <p>年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p>警戒事態該当事象連絡</p> <p>連絡者名 _____</p> <p>連 絡 先 _____</p> <p>警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。</p> <table border="1"> <tr> <td>原子力事業所の名称 及び場所</td><td>九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町宇片平山1765番地3</td></tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の 発生箇所</td><td>川内原子力発電所 第 号炉</td></tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の 発生時刻</td><td>年 月 日 時 分 (24時間表示)</td></tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類</td><td> <input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL24 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL25 全交流動力電源喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象 地震・津波以外の自然災害 </td></tr> <tr> <td>想定される原因</td><td>故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()</td></tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況 <small>又は</small> 主な施設・設備の状態等</td><td>原子炉の運転状態 発生前(運転中、停止中、燃料取出後) 発生後(運転中、停止中、燃料取出後) ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm → cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm → cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: nGy/h → nGy/h, No.)</td></tr> <tr> <td>その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</td><td>その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</td><td></td></tr> </table>	原子力事業所の名称 及び場所	九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町宇片平山1765番地3	警戒事態該当事象の 発生箇所	川内原子力発電所 第 号炉	警戒事態該当事象の 発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL24 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL25 全交流動力電源喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象 地震・津波以外の自然災害	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況 <small>又は</small> 主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前(運転中、停止中、燃料取出後) 発生後(運転中、停止中、燃料取出後) ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm → cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm → cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: nGy/h → nGy/h, No.)	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		<p>警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</p> <p>年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p>警戒事態該当事象連絡</p> <p>連絡者名 _____</p> <p>連 絡 先 _____</p> <p>警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。</p> <table border="1"> <tr> <td>原子力事業所の名称 及び場所</td><td>九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町宇片平山1765番地3</td></tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の 発生箇所</td><td>川内原子力発電所 第 号炉</td></tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の 発生時刻</td><td>年 月 日 時 分 (24時間表示)</td></tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類</td><td> <input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL24 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL25 全交流動力電源喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象 地震・津波以外の自然災害 </td></tr> <tr> <td>想定される原因</td><td>故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()</td></tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況 <small>又は</small> 主な施設・設備の状態等</td><td>原子炉の運転状態 発生前(運転中、停止中、燃料取出後) 発生後(運転中、停止中、燃料取出後) ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm → cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm → cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: nGy/h → nGy/h, No.)</td></tr> <tr> <td>その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</td><td>その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</td><td></td></tr> </table>	原子力事業所の名称 及び場所	九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町宇片平山1765番地3	警戒事態該当事象の 発生箇所	川内原子力発電所 第 号炉	警戒事態該当事象の 発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL24 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL25 全交流動力電源喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象 地震・津波以外の自然災害	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況 <small>又は</small> 主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前(運転中、停止中、燃料取出後) 発生後(運転中、停止中、燃料取出後) ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm → cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm → cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: nGy/h → nGy/h, No.)	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		<p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p> <p><読み替え理由></p> <p>法令改正に伴う記載の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令改正(記載修正)の水平展開 工業標準化法(JIS法)の改正
原子力事業所の名称 及び場所	九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町宇片平山1765番地3																															
警戒事態該当事象の 発生箇所	川内原子力発電所 第 号炉																															
警戒事態該当事象の 発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)																															
警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL24 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL25 全交流動力電源喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象 地震・津波以外の自然災害																															
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()																															
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況 <small>又は</small> 主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前(運転中、停止中、燃料取出後) 発生後(運転中、停止中、燃料取出後) ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm → cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm → cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: nGy/h → nGy/h, No.)																															
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報																															
原子力事業所の名称 及び場所	九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町宇片平山1765番地3																															
警戒事態該当事象の 発生箇所	川内原子力発電所 第 号炉																															
警戒事態該当事象の 発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)																															
警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL24 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL25 全交流動力電源喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象 地震・津波以外の自然災害																															
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()																															
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況 <small>又は</small> 主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前(運転中、停止中、燃料取出後) 発生後(運転中、停止中、燃料取出後) ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm → cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm → cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: nGy/h → nGy/h, No.)																															
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報																															

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考																																																																						
<p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">警戒事態該当事象 発生後の経過連絡</td> <td style="width: 50%;">連絡者名</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>連絡先</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所の名称 及び場所</td> <td colspan="2">九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象 の発生箇所 (注1)</td> <td colspan="2">川内原子力発電所 第 号炉</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象 の発生時刻 (注1)</td> <td colspan="2">年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象 の種類 (注1)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注2)</td> <td colspan="2">(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注3)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4とする。 (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	年	月	日	原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">警戒事態該当事象 発生後の経過連絡</td> <td style="width: 50%;">連絡者名</td> </tr> </table>			警戒事態該当事象 発生後の経過連絡	連絡者名	<u>連絡先</u>			原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。			原子力事業所の名称 及び場所	九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3		警戒事態該当事象 の発生箇所 (注1)	川内原子力発電所 第 号炉		警戒事態該当事象 の発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)		警戒事態該当事象 の種類 (注1)			発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要)		その他の事項の対応 (注3)			<p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">警戒事態該当事象 発生後の経過連絡</td> <td style="width: 50%;">連絡者名</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>連絡先</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所の名称 及び場所</td> <td colspan="2">九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象 の発生箇所 (注1)</td> <td colspan="2">川内原子力発電所 第 号炉</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象 の発生時刻 (注1)</td> <td colspan="2">年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象 の種類 (注1)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注2)</td> <td colspan="2">(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注3)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4とする。 (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	年	月	日	原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">警戒事態該当事象 発生後の経過連絡</td> <td style="width: 50%;">連絡者名</td> </tr> </table>			警戒事態該当事象 発生後の経過連絡	連絡者名	<u>連絡先</u>			原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。			原子力事業所の名称 及び場所	九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3		警戒事態該当事象 の発生箇所 (注1)	川内原子力発電所 第 号炉		警戒事態該当事象 の発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)		警戒事態該当事象 の種類 (注1)			発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要)		その他の事項の対応 (注3)			<p><読替理由></p> <p>法令改正に伴う記載の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業標準化法 (JIS法) の改正
年	月	日																																																																						
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">警戒事態該当事象 発生後の経過連絡</td> <td style="width: 50%;">連絡者名</td> </tr> </table>			警戒事態該当事象 発生後の経過連絡	連絡者名																																																																				
警戒事態該当事象 発生後の経過連絡	連絡者名																																																																							
<u>連絡先</u>																																																																								
原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。																																																																								
原子力事業所の名称 及び場所	九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3																																																																							
警戒事態該当事象 の発生箇所 (注1)	川内原子力発電所 第 号炉																																																																							
警戒事態該当事象 の発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)																																																																							
警戒事態該当事象 の種類 (注1)																																																																								
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要)																																																																							
その他の事項の対応 (注3)																																																																								
年	月	日																																																																						
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">警戒事態該当事象 発生後の経過連絡</td> <td style="width: 50%;">連絡者名</td> </tr> </table>			警戒事態該当事象 発生後の経過連絡	連絡者名																																																																				
警戒事態該当事象 発生後の経過連絡	連絡者名																																																																							
<u>連絡先</u>																																																																								
原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。																																																																								
原子力事業所の名称 及び場所	九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3																																																																							
警戒事態該当事象 の発生箇所 (注1)	川内原子力発電所 第 号炉																																																																							
警戒事態該当事象 の発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)																																																																							
警戒事態該当事象 の種類 (注1)																																																																								
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要)																																																																							
その他の事項の対応 (注3)																																																																								

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行		読み替え後		備 考																																			
<p style="text-align: center;">様式9 特定事象発生通報（原子炉施設）（第 一 報）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding-bottom: 5px;">内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">年</td><td style="width: 10%;">月</td><td style="width: 10%;">日</td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 5px;">通報者名 <u>第10条通報</u> 連絡先</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-top: 10px;">特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td><td colspan="2">九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字平山1765番地3</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所</td><td colspan="2">川内原子力発電所 第 号炉</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>時 分 (24時間表示)</td></tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 5%;">発生した特定事象の概要</td><td colspan="4"> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>* <input type="checkbox"/> SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 <input type="checkbox"/> GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 <input type="checkbox"/> GE02・SE02 通常放出経路での 　　ガス放射性物質の放出 <input type="checkbox"/> GE03・SE03 通常放出経路での 　　液体放射性物質の放出 <input type="checkbox"/> GE04 火災爆発等による管理区域外での 　　放射線の異常放出 <input type="checkbox"/> GE05 火災爆発等による管理区域外での 　　放射性物質の放出 <input type="checkbox"/> GE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ <input type="checkbox"/> GE07 原子炉冷却材漏えい時ににおける非常用 　　炉心冷却装置による一部注水不能 <input type="checkbox"/> SE24 蒸気発生器給水機能喪失 <input type="checkbox"/> SE25 全交流動力電源の30分間以上喪失 <input type="checkbox"/> SE27 直流電源の部分喪失 <input type="checkbox"/> SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 <input type="checkbox"/> SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 <input type="checkbox"/> SE41 格納容器健全性喪失のおそれ <input type="checkbox"/> SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 <input type="checkbox"/> SE51 原子炉制御室の一部機能喪失・ 　　警報喪失 <input type="checkbox"/> SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失 <input type="checkbox"/> SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> SE55 防護措置の準備及び一部実施が 　　必要な事象発生</p> <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p> </td></tr> <tr> <td>想定される原因</td><td colspan="3">故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()</td></tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況、 検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</td><td colspan="3"> <p>原子炉の運転状態 　　発生前(運転中、停止中、燃料取出後) 　　発生後(運転中、停止中、燃料取出後)</p> <p>ECCSの作動状態 　　作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 　　確認中、変化無し、変化有り (cpm → cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 　　確認中、変化無し、変化有り (cpm → cpm) モニタリングポストの指示値 　　確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h → nGy/h, No.)</p> </td></tr> <tr> <td>その他特定事象の把握に参考となる情報</td><td colspan="3"></td></tr> </table>	内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		年	月	日	通報者名 <u>第10条通報</u> 連絡先			特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。			原子力事業所の名称及び場所	九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字平山1765番地3		特定事象の発生箇所	川内原子力発電所 第 号炉		特定事象の発生時刻	年	月	日	時 分 (24時間表示)	発生した特定事象の概要	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>* <input type="checkbox"/> SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 <input type="checkbox"/> GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 <input type="checkbox"/> GE02・SE02 通常放出経路での 　　ガス放射性物質の放出 <input type="checkbox"/> GE03・SE03 通常放出経路での 　　液体放射性物質の放出 <input type="checkbox"/> GE04 火災爆発等による管理区域外での 　　放射線の異常放出 <input type="checkbox"/> GE05 火災爆発等による管理区域外での 　　放射性物質の放出 <input type="checkbox"/> GE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ <input type="checkbox"/> GE07 原子炉冷却材漏えい時ににおける非常用 　　炉心冷却装置による一部注水不能 <input type="checkbox"/> SE24 蒸気発生器給水機能喪失 <input type="checkbox"/> SE25 全交流動力電源の30分間以上喪失 <input type="checkbox"/> SE27 直流電源の部分喪失 <input type="checkbox"/> SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 <input type="checkbox"/> SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 <input type="checkbox"/> SE41 格納容器健全性喪失のおそれ <input type="checkbox"/> SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 <input type="checkbox"/> SE51 原子炉制御室の一部機能喪失・ 　　警報喪失 <input type="checkbox"/> SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失 <input type="checkbox"/> SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> SE55 防護措置の準備及び一部実施が 　　必要な事象発生</p> <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>				想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()			検出された放射線量の状況、 検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	<p>原子炉の運転状態 　　発生前(運転中、停止中、燃料取出後) 　　発生後(運転中、停止中、燃料取出後)</p> <p>ECCSの作動状態 　　作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 　　確認中、変化無し、変化有り (cpm → cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 　　確認中、変化無し、変化有り (cpm → cpm) モニタリングポストの指示値 　　確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h → nGy/h, No.)</p>			その他特定事象の把握に参考となる情報			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿																																							
年	月	日																																					
通報者名 <u>第10条通報</u> 連絡先																																							
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。																																							
原子力事業所の名称及び場所	九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字平山1765番地3																																						
特定事象の発生箇所	川内原子力発電所 第 号炉																																						
特定事象の発生時刻	年	月	日	時 分 (24時間表示)																																			
発生した特定事象の概要	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>* <input type="checkbox"/> SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 <input type="checkbox"/> GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 <input type="checkbox"/> GE02・SE02 通常放出経路での 　　ガス放射性物質の放出 <input type="checkbox"/> GE03・SE03 通常放出経路での 　　液体放射性物質の放出 <input type="checkbox"/> GE04 火災爆発等による管理区域外での 　　放射線の異常放出 <input type="checkbox"/> GE05 火災爆発等による管理区域外での 　　放射性物質の放出 <input type="checkbox"/> GE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ <input type="checkbox"/> GE07 原子炉冷却材漏えい時ににおける非常用 　　炉心冷却装置による一部注水不能 <input type="checkbox"/> SE24 蒸気発生器給水機能喪失 <input type="checkbox"/> SE25 全交流動力電源の30分間以上喪失 <input type="checkbox"/> SE27 直流電源の部分喪失 <input type="checkbox"/> SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 <input type="checkbox"/> SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 <input type="checkbox"/> SE41 格納容器健全性喪失のおそれ <input type="checkbox"/> SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 <input type="checkbox"/> SE51 原子炉制御室の一部機能喪失・ 　　警報喪失 <input type="checkbox"/> SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失 <input type="checkbox"/> SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> SE55 防護措置の準備及び一部実施が 　　必要な事象発生</p> <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>																																						
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()																																					
	検出された放射線量の状況、 検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	<p>原子炉の運転状態 　　発生前(運転中、停止中、燃料取出後) 　　発生後(運転中、停止中、燃料取出後)</p> <p>ECCSの作動状態 　　作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 　　確認中、変化無し、変化有り (cpm → cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 　　確認中、変化無し、変化有り (cpm → cpm) モニタリングポストの指示値 　　確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h → nGy/h, No.)</p>																																					
	その他特定事象の把握に参考となる情報																																						

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

 様式9 特定事象発生通報（原子炉施設）（第 二 報） | | | | | | |--|---|---|---|--------------| | 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 | | | | | | 年 | 月 | 日 | | | | 通報者名
<u>第10条通報</u>
連絡先 | | | | | | 特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。 | | | | | | 原子力事業所の名称及び場所 | 九州電力株川内原子力発電所
鹿児島県薩摩川内市久見崎町字平山1765番地3 | | | | | 特定事象の発生箇所 | 川内原子力発電所 第 号炉 | | | | | 特定事象の発生時刻 | 年 | 月 | 日 | 時 分 (24時間表示) | | 発生した特定事象の概要 | <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>* <input type="checkbox"/> SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇
 <input type="checkbox"/> GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇
 <input type="checkbox"/> GE02・SE02 通常放出経路での
　　ガス放射性物質の放出
 <input type="checkbox"/> GE03・SE03 通常放出経路での
　　液体放射性物質の放出
 <input type="checkbox"/> GE04 火災爆発等による管理区域外での
　　放射線の異常放出
 <input type="checkbox"/> GE05 火災爆発等による管理区域外での
　　放射性物質の放出
 <input type="checkbox"/> GE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ
 <input type="checkbox"/> GE07 原子炉冷却材漏えい時ににおける非常用
　　炉心冷却装置による一部注水不能
 <input type="checkbox"/> SE24 蒸気発生器給水機能喪失
 <input type="checkbox"/> SE25 全交流動力電源の30分間以上喪失
 <input type="checkbox"/> SE27 直流電源の部分喪失
 <input type="checkbox"/> SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失
 <input type="checkbox"/> SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失
 <input type="checkbox"/> SE41 格納容器健全性喪失のおそれ
 <input type="checkbox"/> SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ
 <input type="checkbox"/> SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用
 <input type="checkbox"/> SE51 原子炉制御室の一部機能喪失・
　　警報喪失
 <input type="checkbox"/> SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失
 <input type="checkbox"/> SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失
 <input type="checkbox"/> SE55 防護措置の準備及び一部実施が
　　必要な事象発生</p> <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p> | | | | | | 想定される原因 | 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 () | | | | | 検出された放射線量の状況、
検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 | <p>原子炉の運転状態
　　発生前(運転中、停止中、燃料取出後)
　　発生後(運転中、停止中、燃料取出後)</p> <p>ECCSの作動状態
　　作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗
格納容器排気筒モニタの指示値
　　確認中、変化無し、変化有り (cpm → cpm)
補助建屋排気筒モニタの指示値
　　確認中、変化無し、変化有り (cpm → cpm)
モニタリングポストの指示値
　　確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h → nGy/h, No.)</p> | | | | | その他特定事象の把握に参考となる情報 | | | | 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 | <読み替え理由> 法令改正に伴う記載の変更 - 記載修正 - 工業標準化法 (JIS法) の改正 |

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考																																																
<p style="text-align: center;">様式 10 特定事象発生通報（事業所外運搬）（第 報）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">第 10 条通報</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><u>通報者名</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><u>連絡先</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td style="padding: 5px;">九州電力㈱川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町宇片平山1765番地3</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">特定事象の発生箇所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">特定事象の発生時刻</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">年 月 日 時 分（24時間表示）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">発生した特定事象の概要</td> <td style="padding: 5px;"> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇 *□XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□XGE61 事業所外運搬での放射線量の異常上昇 *□XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇 *□XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□XGE61 事業所外運搬での放射線量の異常上昇 *□XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">想定される原因</td> <td style="padding: 5px;">火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、その他（ ）</td> <td style="padding: 5px;">火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、その他（ ）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他特定事象の把握に参考となる情報</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">その他特定事象の把握に参考となる情報</td> </tr> </table>	年 月 日	内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿	第 10 条通報	<u>通報者名</u>	<u>連絡先</u>	事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。	原子力事業所の名称及び場所	九州電力㈱川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町宇片平山1765番地3	特定事象の発生箇所		特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）	発生した特定事象の概要	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇 *□XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□XGE61 事業所外運搬での放射線量の異常上昇 *□XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇 *□XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□XGE61 事業所外運搬での放射線量の異常上昇 *□XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>	想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、その他（ ）	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、その他（ ）	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等		検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	その他特定事象の把握に参考となる情報		その他特定事象の把握に参考となる情報	<p style="text-align: center;">様式 10 特定事象発生通報（事業所外運搬）（第 報）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">第 10 条通報</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><u>通報者名</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><u>連絡先</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td style="padding: 5px;">九州電力㈱川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町宇片平山1765番地3</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">特定事象の発生箇所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">特定事象の発生時刻</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">年 月 日 時 分（24時間表示）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">発生した特定事象の概要</td> <td style="padding: 5px;"> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇 *□XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□XGE61 事業所外運搬での放射線量の異常上昇 *□XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇 *□XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□XGE61 事業所外運搬での放射線量の異常上昇 *□XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">想定される原因</td> <td style="padding: 5px;">火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、その他（ ）</td> <td style="padding: 5px;">火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、その他（ ）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他特定事象の把握に参考となる情報</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">その他特定事象の把握に参考となる情報</td> </tr> </table>	年 月 日	内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿	第 10 条通報	<u>通報者名</u>	<u>連絡先</u>	事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。	原子力事業所の名称及び場所	九州電力㈱川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町宇片平山1765番地3	特定事象の発生箇所		特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）	発生した特定事象の概要	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇 *□XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□XGE61 事業所外運搬での放射線量の異常上昇 *□XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇 *□XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□XGE61 事業所外運搬での放射線量の異常上昇 *□XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>	想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、その他（ ）	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、その他（ ）	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等		検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	その他特定事象の把握に参考となる情報		その他特定事象の把握に参考となる情報	<p><読み替え理由></p> <p>法令改正に伴う記載の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載修正 ・工業標準化法（JIS法）の改正
年 月 日																																																		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿																																																		
第 10 条通報																																																		
<u>通報者名</u>																																																		
<u>連絡先</u>																																																		
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。																																																		
原子力事業所の名称及び場所	九州電力㈱川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町宇片平山1765番地3																																																	
特定事象の発生箇所																																																		
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）																																																	
発生した特定事象の概要	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇 *□XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□XGE61 事業所外運搬での放射線量の異常上昇 *□XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇 *□XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□XGE61 事業所外運搬での放射線量の異常上昇 *□XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>																																																
想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、その他（ ）	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、その他（ ）																																																
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等		検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等																																																
その他特定事象の把握に参考となる情報		その他特定事象の把握に参考となる情報																																																
年 月 日																																																		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿																																																		
第 10 条通報																																																		
<u>通報者名</u>																																																		
<u>連絡先</u>																																																		
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。																																																		
原子力事業所の名称及び場所	九州電力㈱川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町宇片平山1765番地3																																																	
特定事象の発生箇所																																																		
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）																																																	
発生した特定事象の概要	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇 *□XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□XGE61 事業所外運搬での放射線量の異常上昇 *□XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇 *□XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□XGE61 事業所外運搬での放射線量の異常上昇 *□XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>																																																
想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、その他（ ）	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、その他（ ）																																																
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等		検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等																																																
その他特定事象の把握に参考となる情報		その他特定事象の把握に参考となる情報																																																

備考 この用紙の大きさは、[日本工業規格A4](#)とする。

備考 この用紙の大きさは、[日本産業規格A4](#)とする。

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考																																
<p style="text-align: center;">応急措置の概要（原子炉施設） （第 1 報）</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">報告者名 第 25 条報告 連絡先 原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>九州電力㈱川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山 1765 番地 3</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所（注 1）</td> <td>川内原子力発電所 第 号炉</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻（注 1）</td> <td>年 月 日 時 分（24 時間表示）</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類（注 1）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要（注 2）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応（注 3）</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4とする。 (注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注 3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	原子力事業所の名称及び場所	九州電力㈱川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山 1765 番地 3	特定事象の発生箇所（注 1）	川内原子力発電所 第 号炉	特定事象の発生時刻（注 1）	年 月 日 時 分（24 時間表示）	特定事象の種類（注 1）			(対応日時、対応の概要)	発生事象と対応の概要（注 2）			※ 添付の有・無	その他の事項の対応（注 3）		<p style="text-align: center;">応急措置の概要（原子炉施設） （第 1 報）</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">報告者名 第 25 条報告 連絡先 原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>九州電力㈱川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山 1765 番地 3</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所（注 1）</td> <td>川内原子力発電所 第 号炉</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻（注 1）</td> <td>年 月 日 時 分（24 時間表示）</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類（注 1）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要（注 2）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応（注 3）</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4とする。 (注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注 3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	原子力事業所の名称及び場所	九州電力㈱川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山 1765 番地 3	特定事象の発生箇所（注 1）	川内原子力発電所 第 号炉	特定事象の発生時刻（注 1）	年 月 日 時 分（24 時間表示）	特定事象の種類（注 1）			(対応日時、対応の概要)	発生事象と対応の概要（注 2）			※ 添付の有・無	その他の事項の対応（注 3）		<p style="text-align: right;"><読み替え理由></p> <p>法令改正に伴う記載の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業標準化法（JIS法）の改正
原子力事業所の名称及び場所	九州電力㈱川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山 1765 番地 3																																	
特定事象の発生箇所（注 1）	川内原子力発電所 第 号炉																																	
特定事象の発生時刻（注 1）	年 月 日 時 分（24 時間表示）																																	
特定事象の種類（注 1）																																		
	(対応日時、対応の概要)																																	
発生事象と対応の概要（注 2）																																		
	※ 添付の有・無																																	
その他の事項の対応（注 3）																																		
原子力事業所の名称及び場所	九州電力㈱川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山 1765 番地 3																																	
特定事象の発生箇所（注 1）	川内原子力発電所 第 号炉																																	
特定事象の発生時刻（注 1）	年 月 日 時 分（24 時間表示）																																	
特定事象の種類（注 1）																																		
	(対応日時、対応の概要)																																	
発生事象と対応の概要（注 2）																																		
	※ 添付の有・無																																	
その他の事項の対応（注 3）																																		

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考																																		
<p style="text-align: center;">応急措置の概要（事業所外運搬） (第 報)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>報告者名</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">第 25 条報告</p> <p style="text-align: center;"><u>連絡先</u></p> <p style="margin-top: 10px;">原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td style="width: 85%;">九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所 (注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻 (注1)</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類 (注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">※ 添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注3)</td> <td></td> </tr> </table> </td></tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 (注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>報告者名</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">第 25 条報告</p> <p style="text-align: center;"><u>連絡先</u></p> <p style="margin-top: 10px;">原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td style="width: 85%;">九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所 (注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻 (注1)</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類 (注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">※ 添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注3)</td> <td></td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3	特定事象の発生箇所 (注1)		特定事象の発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	特定事象の種類 (注1)			(対応日時、対応の概要)	発生事象と対応の概要 (注2)			※ 添付の有・無	その他の事項の対応 (注3)		<p style="text-align: center;">応急措置の概要（事業所外運搬） (第 報)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>報告者名</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">第 25 条報告</p> <p style="text-align: center;"><u>連絡先</u></p> <p style="margin-top: 10px;">原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td style="width: 85%;">九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所 (注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻 (注1)</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類 (注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">※ 添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注3)</td> <td></td> </tr> </table> </td></tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 (注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>報告者名</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">第 25 条報告</p> <p style="text-align: center;"><u>連絡先</u></p> <p style="margin-top: 10px;">原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td style="width: 85%;">九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所 (注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻 (注1)</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類 (注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">※ 添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注3)</td> <td></td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3	特定事象の発生箇所 (注1)		特定事象の発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	特定事象の種類 (注1)			(対応日時、対応の概要)	発生事象と対応の概要 (注2)			※ 添付の有・無	その他の事項の対応 (注3)		<p><読み替え理由></p> <p>法令改正に伴う記載の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業標準化法（JIS法）の改正
<p style="text-align: center;">年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>報告者名</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">第 25 条報告</p> <p style="text-align: center;"><u>連絡先</u></p> <p style="margin-top: 10px;">原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td style="width: 85%;">九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所 (注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻 (注1)</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類 (注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">※ 添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注3)</td> <td></td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3	特定事象の発生箇所 (注1)		特定事象の発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	特定事象の種類 (注1)			(対応日時、対応の概要)	発生事象と対応の概要 (注2)			※ 添付の有・無	その他の事項の対応 (注3)																					
原子力事業所の名称及び場所	九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3																																			
特定事象の発生箇所 (注1)																																				
特定事象の発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)																																			
特定事象の種類 (注1)																																				
	(対応日時、対応の概要)																																			
発生事象と対応の概要 (注2)																																				
	※ 添付の有・無																																			
その他の事項の対応 (注3)																																				
<p style="text-align: center;">年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>報告者名</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">第 25 条報告</p> <p style="text-align: center;"><u>連絡先</u></p> <p style="margin-top: 10px;">原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td style="width: 85%;">九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所 (注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻 (注1)</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類 (注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">※ 添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注3)</td> <td></td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3	特定事象の発生箇所 (注1)		特定事象の発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	特定事象の種類 (注1)			(対応日時、対応の概要)	発生事象と対応の概要 (注2)			※ 添付の有・無	その他の事項の対応 (注3)																					
原子力事業所の名称及び場所	九州電力株川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3																																			
特定事象の発生箇所 (注1)																																				
特定事象の発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)																																			
特定事象の種類 (注1)																																				
	(対応日時、対応の概要)																																			
発生事象と対応の概要 (注2)																																				
	※ 添付の有・無																																			
その他の事項の対応 (注3)																																				